

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 22 2019年9月26日 JR東労組

12地本の信頼関係を破壊する 「録音」「文書起こし」「撮影」 「資料持ち出し」「動画拡散」等を 行ったことに対する面談の実施について

指令15号

第5回中央執行委員会(2019.9.26)において議論し、本日指令15号を発出しました。

中央本部は、指令第7号(2019.8.22)及び指令第8号(2019.8.26)に基づき、「真実の声」の発信者であり組織破壊者と断定した畠山浩信君が、中心的に使用していた組合所有のパソコンを借用して解析を行ってきた。結果、①東京並びに八王子地方本部の一部役員が、許可を得ずに機関会議等を無断で録音していたこと、②無断で録音したものを文書に起こした一部を水戸、東京、八王子地方本部内で共有していたこと、③東京地方本部の一部役員が、許可なく他地方本部の分会掲示板を撮影し東京地方本部内で共有していたこと、④東京地方本部の一部役員が、中央本部しか知り得ない情報が記載されている資料を無断で持ち出していること、⑤東京地方本部所有のパソコンを借用する様子を、動画撮影し拡散していたことが明らかとなった。全地本執行委員長会議

(2019.9.24)では、これらの事実を組合員に明らかにし、各地方本部は一刻も早く組合員の信頼回復を勝ち取るために奮闘していくことを確認した。

中央本部は、全地本執行委員長会議(2019.9.24)の議論に踏まえ、これらの行為は到底看過できる内容ではなく、12地本の信頼関係を破壊する行為であること並びに事実確認のため面談を実施することを確認した。

以上の議論を経て、中央執行委員会は以下の通り、指令する。

1. 12地本の信頼関係を破壊する「録音」「文書起こし」「撮影」「資料の無断持ち出し」「動画拡散」等を行ったことに対し、事実確認のため面談を実施する。面談対象者は、面談に応じること。
2. 面談対象者については、中央本部から別途地方本部に連絡する。
3. 事実関係の調査に対し、各地方本部は全面的に協力すること。

12地本の信頼関係を破壊する行為は許さない!
12地本総団結に向けて事実関係を明らかにしていきます!